

次期『みやぎ子ども・子育て幸福計画』（令和2年度～令和6年度）（中間案）施策体系対比表

	現 行 計 画	変 更 点	次 期 計 画
基本理念	1 健やかな体と豊かな心を持ったみやぎの子どもの育成 2 安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現	条例の前文の内容を踏まえて修正	基本理念 誰もが安心して子どもを生み育て、全ての子どもが愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す。
視点	1 すべての子どもの幸せの視点 2 すべての親への応援の視点 3 仕事と生活の調和実現の視点 4 地域全体で子ども・子育て応援の支援 5 被災した子ども・親への復興支援の視点	条例の基本理念を踏まえて修正（追加） 「保護者が子育ての第一義的責任を有する」については、「2すべての保護者への応援の視点」にその考え方を反映	視点 1 すべての子どもの幸せの視点 2 すべての保護者への応援の視点 3 仕事と生活の調和実現の視点 4 地域全体で子ども・子育て応援の支援 5 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点 6 東日本大震災の影響を受けた子ども・保護者への心のケアの視点
施策・ 主要内容	1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり （1）子どもの権利擁護の推進 （2）子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進 （3）経済的支援等による子育て環境の整備	条例第9条の内容を踏まえて修正	施策・ 主要内容 1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり （1）子どもの権利擁護の推進と意見の尊重 （2）子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進 （3）経済的支援等による子育て環境の整備 （4）子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進
	2 幼児期の教育・保育の確保と充実 （1）学校教育・保育の提供の確保・充実 （2）ニーズに応じた多様な子育て支援の充実 （3）教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上 （4）幼児期の教育と小学校教育との連携・接続	条例第22条の内容を踏まえて追加 子育て法の計画（現別冊）の内容を統合して記載（計画数値は資料編に記載） ○幼児期の教育・保育基盤の量の見込み及び確保方策 ○認定こども園の設置目標数 など	2 教育・保育の確保と充実 （1）学校教育・保育の提供の確保・充実 （2）ニーズに応じた多様な子育て支援の充実 （3）教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上 （4）幼児期の教育と小学校教育との連携・接続
	3 子どもの成長を支える教育の推進 （1）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 （2）家庭や地域の教育力の向上 （3）特別支援教育の充実 （4）次代の親の育成	条例第10条の内容を踏まえて修正	3 子どもの成長を支える教育の推進 （1）子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備と社会参加の促進 （2）家庭や地域の教育力の向上 （3）特別支援教育の充実 （4）次代の親の育成
	4 子どもと親の健康の確保と増進 （1）妊産婦・乳幼児に関する保健の充実 （2）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 （3）食育の推進 （4）小児医療の充実と小児慢性特定疾病対策の推進	条例第12条、県の「母子保健施策推進指針」の内容を踏まえて修正	4 健康で元気な子どもを生み育てるための保健・医療の充実 （1）妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実 （2）妊娠期からの児童虐待予防対策の推進 （3）子どもの健やかな成長・発達への支援の推進
	5 支援を必要とする子どもや家庭への対応 （1）心に問題を抱える子どもへの対策 （2）児童虐待防止対策の充実 （3）社会的養護体制の充実 （4）ひとり親家庭支援の推進 （5）障害児施策の充実	子どもの貧困対策 を中項目として追加 条例第20条、県の「母子保健施策推進指針」の内容を踏まえて修正	5 支援を必要とする子どもや家庭への対応 （1）心に問題を抱える子どもへの対策 （2）児童虐待防止対策の充実 （3）社会的養護体制の充実 （4）子どもの貧困対策の推進 （5）ひとり親家庭支援の推進 （6）障害や疾病があっても安心して生活ができる相談・支援体制の整備
	6 仕事と子育ての両立の推進 （1）仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し （2）両立を支援する教育・保育の提供の充実	条例第17条、ワークライフバランスと結婚支援を合わせて修正 結婚を希望する人への支援 として追加	6 仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進 （1）仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し （2）両立を支援する教育・保育の提供の充実 （3）結婚を支援する取組の推進
	7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備 （1）子育てを支援する生活環境の整備 （2）子どもの安全の確保		7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備 （1）子育てを支援する生活環境の整備 （2）子どもの安全の確保
		条例第23条の内容を踏まえ、大項目として追加	8 東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援 （1）震災の影響を受けた子どもが希望する進路選択を実現するための支援 （2）震災の影響を受けた子どもの心のケアの充実